

令和4年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和4年7月5日（火）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第27号～第31号・認定第1号～第2号審査 】

日程第2 議案第27号 令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第1号） 1

日程第3 議案第28号 老人福祉センター条例を廃止する条例 7

日程第4 議案第29号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締結
結に関し議決を求めることについて 8

日程第5 議案第30号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・電気設備工事）の変更請負契約の締結
締結に関し議決を求めることについて 8

日程第6 議案第31号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて 8

日程第7 認定第1号 令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について 9

日程第8 認定第2号 令和3年度葛巻町水道事業会計決算の認定について 13

【 請願第3号審査 】 17

日程第9 請願第3号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

【 発委第1号 】 20

追加日程第1 発委第1号 令和4年度のコメ政策に関する意見書の提出について

【 請願第 4 号審査 】 22

日程第10 請願第 4 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制
度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見
書採択を求める請願書

【 発委第 2 号 】 26

追加日程第 2 発委第 2 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意
見書の提出について

令和4年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和4年6月23日（木）					
再開年月日	令和4年7月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年7月5日（火） 開議10時00分 散会12時18分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の欄	議席番号	委員氏名	出席の欄
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	-
会議録署名委員	4番	山崎 邦廣		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり
	教育長	鹿崎 良宏	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおります。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、山崎邦廣委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

次に、日程第2、議案第27号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎委員。

山崎邦廣委員

7ページをお願いいたします。歳入、14款国庫支出金、1項2目の衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策の、これは負担金ということですが、金額が1,227万4,000円ほど。この負担金、4回目のワクチン接種に充当

との説明がありましたんですが、今回7月、町で予定されている4回目の接種は、3回目接種から5か月以上経過した、対象の要件に該当する方となっておりますが、今回の国庫支出金、負担金は、8月以降に5か月を経過する分も含まれているのでしょうか、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (触沢誉君)

お答えをいたします。委員ご指摘のとおり、含まれているものでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。

それで、今後のワクチン接種に関する国庫負担金につきましては、歳入についてはどのように見込んでおられるのか、お尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (触沢誉君)

お答えをいたします。歳入につきましては、全

額国庫負担となるものでございますので、今後いずれ増える、あるいは減る、減ることはないと思うんですけども、そういった部分につきましては、全額国庫の負担で歳入されるというふうに理解しております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

13 ページの6 款、林業施設管理費ということでございますけども、七滝の480 万、どのような事業をしたのか、お知らせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。七滝山村広場の階段等につきましては、平成 11 年度に国の林業構造改善事業におきまして整備をしてございます。23 年が経過したところでございます。その後、平成 25 年度、令和 2 年度の 2 回、部分的な修繕工事を実施してございます。

今回の工事内容につきましては、一部損壊をしております木製の階段、転落防止柵、手すりの更新工事でありますとか、路肩が一部崩れておりますので、路肩の補修等でごさいます、施設利用

上の安全性を考慮した内容となっております。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、今説明がありましたのが全部終わったということになりますが、今後また事業としてやらなければならない部分がありますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。現地の特性といえますか、七滝沢が流れておりまして、その周辺が樹木に覆われていると。湿気が大分あるということもありますし、地表を流れております雨水等が木材を腐らせているというふうな可能性も考えられてございます。なので、これからいつ実施するとは本日は申し上げられませんが、定期的な点検あるいは補修が今後必要になってくるものと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、この頃私も行ったことはないんですけども、やはり階段、また手すりなどは、かなり観光客も見えていますので、そういうところに安全を図って、事故などがあれば大変なことになりますので、今後ともそういうのに対しては、危ない木々がありましたら、常に補修していただければなど思っております。

終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

7ページの15款の教育費委託金、県の支出金ですけれども、地域運動部活動推進事業委託金ということで、この前簡単な説明がありました、どのように使われるのか、もう一度説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。これは、昨日ご説明いたしました地域部活動の関係で、スポーツ協会のほうに委託する、指導者の謝金が146万8,000円と、手紙等を出す通信費として8,400円を計上しているものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

そうすると、使い方については全部スポーツ協会に任せるといふふうに考えていいのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

はい、そのようになっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

国の方針が変わったところから来ているんだと思うんですけども、やっぱり地域に移すときに、いろんな問題点が指摘はされていますよね。ですから、スポーツ協会に丸投げという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そうではなくて、教育委員会のほうできちんと中身について精査することが必要かと思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

と見込まれる予算なんですか。

まなび交流課長（大久保栄作君）

ただいまのご質問でございます。実際にスポーツ協会のほうに委託業務を行っております担当課ということで、学び交流課になります。歳入のほうはこども教育課というふうになっておりますが、実際の事業を実施する関係は、こちらのほうでやらせていただいております。

全てをスポーツ協会のほうに丸投げというようなことではなくて、昨年度の実践研究事業を経て、今年度は地域に実際に、各スポーツ団体があるので、その指導者をお願いしてやっていただくという流れをくんで、今回こういった形でスポーツ協会のほうに業務を委託しているものでございます。これまでも何回か関係者間で議論を重ねてきて現在に至っているものでございまして、そういった中でいろいろ課題を整理しながら業務を今年度はお願いして、実践に当たっているという内容でございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。ぜひともよろしく願いしたいと思います。

もう一点、すみません。この県支出金ですが、これは今年のだけですか。それとも、今後もずっと

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今年度までは一応こういう形となっておりますけれども、今後県、国の動きを見ながら、県のほう、また国のほうの動きを見てといいますか、そちらのほうの回答により、補助金があるかないかは決定するということとなります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

13 ページであります。高等学校の振興費についてお伺いをいたします。430 万ほど、自動車購入費に計上されております。恐らく寄宿舍から高等学校までの送迎というふうに聞いたんですが、管理はどこでやるのか、あるいはそのほかにもどういった活用を考えているのか、その辺についてもうちょっと詳しくお話をいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのことにお答えいたします。こちらの自動車購入費なんですけれども、ただいまの葛巻高校の、町外から通学しております生徒さんたちが今現在全部で41名おります。盛岡から岩泉、九戸、久慈、岩手町というふうな形で41名となっておりますけれども、その中で町外者用に運行しているスクールバスについてなんですけれども、今まで九戸村からの生徒が9名と今年度に増加したことによりまして、岩泉方面の14人乗りと九戸方面の7人乗りを、今のところ交換して運行してきたところでございますけれども、冬場の朝方なんですけど、岩泉方面の除雪がなされておらず、現在のFF仕様車では非常に危険なことから、生徒の安全、安心のため、10人乗りの4輪駆動車を購入して、そちらを岩泉方面のスクールバスに充てたいというものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

9ページです。2款、一般管理費、7でICT推進事業管理費312万3000円計上されておりますが、主にサテライトオフィスに活用されているということでございますが、この間サテライトオフィスをオープンしたと思いますけども、現在の稼働状況、そして広報等にも載っておりました

が、問合せ等につきましてはどのような状況になっているか、その辺をお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

9ページのICT推進事業経費についてのご質問にお答えを申し上げます。サテライトオフィスの建物は完成したんですけども、周辺の工事を進める中で、国道側のところ、一部高台になっておりまして、これまで幼稚園使っていたときには、幼稚園のほうで土のうのような大きいのを積んだりしながら使っていたところですが、非常に危険だというようなことで、そこに町のほうで用地を取得しまして、擁壁、それから周りのフェンスを一部ない部分に新設したり、古い部分を交換したりというようなところで、安全性を確保していきたいという内容でございます。

施設のほうにつきましては、今後、今シェアオフィスとオープンスペースというような形での運用を考えておりまして、シェアオフィスのほうは、民間の会社が一部使用したりしているのがございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

ページ数は、7ページと10ページに関わっておりますが、最初に住民税の非課税世帯等臨時特別給付金、今回1,558万円の補正額が出ているわけですが、これの支給スケジュールはどのような形で対象者のほうに支給されるのか、お尋ねいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

お答えをいたします。給付スケジュールでございますけれども、この予算議決をいただきました後、直ちに対象世帯のほうに、課税情報を基に、制度を周知するために郵送で通知をしようとしております。その後、世帯から戻ってきました情報を基に給付作業ということになりますので、8月上旬以降、順次給付を進めてまいる予定としておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

8月上旬というふうなことでよろしいですね。これは申請でなるのか、それとも役場のほうから通知が行って支給されるのか、そしてまた町民へ

の周知方法についてお尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

周知の方法ということでございまして、こちらにつきましては、いわゆるプッシュ型と言われる形で、こちらのほうから、担当課のほうから通知をして、その内容を確認した上で、こちらでまた給付するという形を取らせていただくものでございますし、また周知の方法につきましては、ライブビジョンあるいはくずまきテレビなどを利用しまして、周知をさせていただきたいというふうに考えておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。漏れのないような、ぜひ工夫をしながらやっていただきたいということでございます。

それから、もう一つ、同じように7ページと11ページの関わりがある子育て世帯の生活支援の特別給付金ですが、これの支給スケジュール等についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問のほうにお答えしたいと思います。子育て世帯生活支援特別給付金事業でございますが、3年度も同様の事業を行っております。こちらのほうのスケジュールでございますけれども、プッシュ型と呼ばれる申請方法になりまして、対象者に通知のほうを出して、それに基づいて支払う方法になります。この後、補正予算のほうが通りましたらば、対象者のほうを抽出して通知いたしまして、こちらのほうは早ければ今月末から支払いを開始していく予定でございます。ご理解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第27号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第27号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第28号、老人福祉センター条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第28号、老人福祉センター条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第28号、老人福祉センター条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第29号、葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、

採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 29 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 29 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 30 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 30 号、葛巻町新

庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 30 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 31 号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 31 号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 31 号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、認定第1号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
柴田委員。

柴田勇雄委員

病院会計の関係なんですが、監査委員の7ページ、総括の関係でお伺いをいたしたいと思いません。総括の最初の前段のほうに、へき地医療確保経費が、これまで2年度まであったものが削除されているというふうなことになりますが、こういったような、これが2年度の決算状況を見ますと、5億8,099万6,000円ほどの多額の経費が交付されているわけですが、これの全部削減された理由等についてお知らせをいただきたいと思いません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

へき地医療の対策について皆減になったというご指摘でございます。これにつきましては、国のほうの基準といたしますか、精査が行われまして、これまで国のほうの要綱等には診療所等というような文言がついて、要綱の中にあつたようですけども、それに基づいてこれまでも申請して、この補助金につきましてはいただいていたわけ

でございますが、今回診療所等というその部分については該当しないというような回答をいただきまして、今回皆減となったものでございます。

今回大きく5,899万6,000円という減というようになりましたが、これまでその中で見ていただいております応援医師のタクシー代等につきましては、今回不採算地区のほうで新たに申請、見ていただくようになりまして、不採算地区のほうにつきましては4,288万2,000円というように、増というふうな状況になっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、へき地医療確保経費については、今後全然見込まれないというふうなことの理解でよろしいんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

この部分については、現状では今後も恐らく見込まれないと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この件については分かりました。

次に、同じく不採算地区の病院の経費の中で、令和2年度では8,519万5,000円ほど来ていたものが3年度の決算では12万8,000円、7万7,000円になっていて、4,288万2,000円ほど逆に多くなっているわけですが、何かへき地医療の確保の経費と不採算、これは全く関係ない中でこれが増額になっているのか、どのような理由で2年度と比べ3年度がこのように多くなっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

不採算地区の増につきましては、単価の増が大きな要因でございます。その中で負担金の対象となり得る事業といたしますか、経費につきましては、タクシーの応援医師の送迎に係る費用等も見込むことができるということをいただきまして、今回このような額になったというふうになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

あと監査委員の総括の7ページを見てください。

と、一般会計からの負担金補助金と繰入金で817万9,000円減額になったというふうなことを書いてあるわけですが、これはどのようなことからこのように減額になったのかお知らせください。

時間がかかるのであれば、後回しにしても結構でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで暫時休憩いたします。ここで10時45分まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時36分）

（再開時刻 10時45分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、認定第1号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題とします。病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

大変申し訳ございません。先ほどの質問について説明させていただきます。監査資料の3ページのほうを御覧いただければと思います。3ページの（4）の繰入れ状況についてということで、上段のほうに数字が載っております。こちらのほうで説明させていただきますと、まずは上段のほう、一般会計負担金のところで、特にも医業外収益の部分、ここが2,000万ほど減となっております。

す。こちらのほうにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたへき地医療対策、こちらのほうが5,800万ほど減になっております。減といえますか、皆減になっております。あとは、小児医療対策、こちらの分が300万ほど、あとはリハビリ医療対策ということで、これが100万ほど、合わせましてこちらの部分に入っているのが先ほど逆に増になった不採算地区、こちらのほうが4,300万ほど増ということになりまして、合わせましてこの部分につきましてはマイナスの2,000万ほどということになっております。

そして、ちょっと訂正させていただきます。先ほどタクシー等送迎費用につきまして、これまでへき地医療対策で見ていた部分について、不採算地区のほうでというような、見ておりますとお話しさせていただきましたが、訂正させていただきます。医師確保対策の部分で、約1,300万ほどになりますが、そちらのほうで送迎費用のところについては見させていただいております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、監査委員のこのようなこと等もございませんから、十分今後吟味されまして、数値などをきっちり持ったほうがよろしいかと思えます。

次に、分かりやすい資料議案とすれば、8ペー

ジの損益計算書を見れば一目瞭然に分かるわけなんです、当該年度の損失金3,331万5,365円になっておりまして、これも令和2年度と比べますと大分、1,200万ぐらいになるんでしょうか、純損失が少なくなっているわけですが、コロナとかそういうふうなこともあったでしょうけども、先生方あるいは職員の皆さん方の協力体制がよかったのかなと、そのようにも思っているわけですが、この損失額が少なくなれば少なくなるほど、また未処理欠損金も少なくなってくるわけでございます。

このまま毎年毎年このような当該年度の純損失が増えてまいりますと、この未処理欠損金も増えていくような感じしますので、これももう6億6,000万ほどなっております。こういったようなためには、当該年度の純利益をここに計上してこなければ減っていかないわけですよ。こういったような当該年度の純損失を少なくして純利益で計上できるような工夫が必要かと思っておりますが、こういったような見直しとか、この回復力といいますか、そういったようなものはどのように考えていけばいいのか、どのように考えているのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

住民の方々は、医師確保対策とか、そういったような面では大変信頼し切っているわけがございますので、ただ数値的に見ますと、このような赤字になってくるといふふうなことになるわけでございますが、どこかでやっぱり改善してい

なきゃならないだろうなど、このようにも思うわけです。この中でも5番の特別利益では、他会計の繰入金7,500万、これは経営安定化のための一般会計から毎年毎年多額の繰入れもしているわけでございますけども、そういったような当該年度の純損失を少なくする、そして純利益を計上できるような体制にするためにはどのような工夫が必要なのか、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えいたします。まず、ここの純損失3,300万ということで、3年度も計上させていただきました。当院におきましては、収入の改善ということで、昨年、3年度10月1日からではございますが、地域包括ケア病床をそれまでの14床から27床に増床させていただいております。それと、あとは費用の面でございますが、昨年は経費の部分で特に光熱水費、あとは重油等が予想以上にかかったという状況でございました。

それに伴いまして、来年度に向けまして、今院内でも各科で、医療の質、あとは経営状況の改善ということで、各科で計画を立てまして、今年度から進めていく予定でございます。特に費用の部分につきましては、電気料等コストの部分については、電気料等、まだまだ改善の余地がある部

分等がございますので、そのような部分につきましては、今後とも取り組んでいきたいと思えます。そして、収入につきましても、包括ケア病床、こちらのほうの稼働を、理想的な稼働、高稼働で動かすことで、ある程度の平均単価を確保して収入を保ちたいというように思っております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いずれにいたしましても、先ほどから申し上げているとおり、ますます厳しくなっていくであろう企業会計でございますので、十分院内一致いたしまして、どのような工夫をすればこういったようなことが改善できるのか、十分ご検討をいただきたいなど、このように思います。

私からは以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第1号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第1号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第2号、令和3年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

近藤委員。

近藤聖委員

決算書毎年見ているんですが、前回もちょっとお聞きしたんですけども、毎年純損失が3,000万ほどあります。8ページに載っていますけれども、恐らく相当経営努力されて、頑張っこの数字なんだろうとは想像できるんですけども、今後その経営努力をして、これが改善していく見込みはあるのでしょうか、お聞きします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

副町長からお答えいたします。今回の決算であります、2,800万ほど赤字っていいですか、マイナスになるわけでありましたが、この状況を見ておきますと、やはり同様の形で今後も進むであろうといいですか、推移されるであろうと、このようにも思っておるところであります。

いずれ、今江刈簡水の事業が完了し、給水率が高まってきておりますが、さらに北部地区のほうにおいてかなり老朽化が進んできておることによりまして、その給水比率であります、それが結構下がってきているというような状況にもございますので、そういう点等を、北部地区の水道事業であります、今計画を策定し、基本設計の段階に入っておりますので、そういう中での設備関係からも改善を図っていかなければならないというような状況にあるものであります。

そういった中に、ちょっと具体的にお話をさせていただきますが、現在は約2,800万から3,000万ほどずつ赤字になる見込みだと。といいますと、今国のほうの経営指標によりまして、預金残高といいますか、留保財源、保留している財源が今1億7,000万ほどあるわけでありまして、これが1億程度のところまでは確保していかなければならないというのが今国のほうの指針の中にありまして、これがあと二、三年、3年ほどしますと、その1億ラインに入ってくるという状況になるものであります。

したがって、これにつきましては、今水道料金を併せて、水道料金の見直しという部分も併

せて、その時期に今調整していかなければならぬという課題もございまして、内部で今その内容を精査しながら検討を進めているというところでもあります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

前日も副町長にお答えいただいて、内容的には同じことなわけですが、今年の監査委員の意見書のところに、今後も同程度に純損失が推移していくことが予想される。この一層の資金計画が重要となる。安心して安全な飲料水提供のために、早期の経営状況の改善に努められたい。何か一段と強い意見として受け止めましたので、今後そういう改善の努力を、しているとは思いますが、改善するようにお願いしたいと思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

ただいまの質問の関連でちょっとお伺いしたいんですが、特にも我が町は酪農、いわゆる乳牛が大変水を多く飲むという状況でございます。中には自家水をとる農家もあるわけでありませ

が、やはり高品質の牛乳を生産するということになりますと、少しでもいい水を牛に飲ませなければなりません。大変酪農の状況も、現在いろんなものが値上がりをして、経営的に大変厳しい状況であります。

ただ、この水道企業会計は、利用の料金を上げて採算を取りなさいという、そういうことになっております。3,000万ほどの、今は、先ほど副町長から今後のいろいろな見通しについてお話を伺ったわけでありまして、そこでお伺いしたいのは、まず1点目でありまして、県内の本町の水道料金は高いのか安いのか、その辺についてちょっとお話を伺いたい、このように思います。

それから、先ほどは副町長からいろいろ今後の見通しについてお伺いをしたわけでありまして、単純に値上げに走っていただくと、一般の家庭もそうですし、あるいは先ほどお話し申し上げましたように酪農家にとっても大変厳しい経営が余儀なくされるわけでありまして、その辺も含めて、今後の見通しというか、町としての対応の仕方についてもう一度お伺いをしたい、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。まず、県内の水道事業体

の料金の関係でございます。県内では 33 市町村の一部、何市町村かは広域でやっているところもございますけれども、33 市町村のうち 27 番目の単価というふうに認識しております。基本的に一般家庭ですと、1 か月 20 立米使うのがまず平均だろうということで、その金額で基準をさせていただいてございます。

近年やはり水道料金の見直し、改定がたくさん事業体で行われておりまして、今年度におきましては岩手町さんが、あと近隣ですと雫石町さん、あと宮古市さんがそれぞれ値上げをしておりますけれども、岩手町さんが約 16%の値上げ、雫石町さんが一般家庭で 20 立米使用した場合で算出した場合、51%値上げしております。宮古市さんが 10%ということで、それぞれ値上げということで踏み切っている状況でございます。やはり今後の施設の老朽化等々を見据えた上で、更新費用を内部留保したいという考えのようで、経営的なところを検討した結果、値上げということで進んでいる状況でございます。また、ほかの町村につきましても、今後値上げする見込みのところ結構あるというふうに情報は持っておりますが、いかんせん具体的な数値等については、まだつかんでいない状況でございます。

今後の取組としましては、私たち水道事業を運営するに当たっては、幾らかでも経費の抑制を図るということをまず念頭に置いて、事業のほうを進めていきたいと思っておりますけれども、どうしても原因となっております、まず現金を伴わな

い減価償却費が当然発生、29 年から公営企業会計に移行しておりまして、それまで減価償却費というのはなかったわけですが、新たにこれが出てきたということと、当然施設を整備することによって、先ほど副町長からもお話ありましたけれども、江刈地区の水道事業の起債の償還等も、今後令和 6 年度ピークになると思いますけれども、若干増えていくというふうな状況でございます。

また、給水収益についても当然、人口減少等々もございまして、少なくなっておりますが、当初見込んでおりました、経営戦略を以前つくっておりますけれども、その経営戦略の中で見込んでいた料金の減収率よりは、幾らかよくなっているかなと思っております。多分、具体的に分析はしておりませんが、営業用の給水収益が最近伸びております。先ほど委員からお話ありましたとおり、大型牛舎とか、そういった建築等も大きな要因にはなっているかなと思いますし、あと数々の大規模な建築現場等もございます。そういったところでの収益が増えておりますが、やはり一般家庭での給水収益は減少傾向という状況でございますので、今後そういったところも勘案しながら検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

副町長からお答えいたしますが、今後のということも含めてでございましたので、先ほどの近藤委員の答弁と重なる部分がありますが、いずれ今国のほうの指針等々におきましても、1億円ほどの留保財源といえますか、これが当町の水道事業を運営していく場合に、最低限の額として確保していかなければならないというような部分と捉えておまして、今そういう面での財源は1億7,100万ほどになっているわけですが、そういう中で今2,800万から3,000万ほど、欠損っていますか、赤字、マイナスの決算となるような状況にありまして、この状況から見ますと、二、三年後に、その対策として水道料金の一部値上げを行っていますか、そういう部分も併せて検討していかなければならない状況になってきているという状況でありますけれども、その上昇率といえますか、値上げの幅という部分については、最小限にとどめるために、様々今試算をしながら検討をしているという状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

ただいまは、県下でも27番という、大変低料金で供給をいただいている。また、本町の場合、ほ

とんどの水が湧き水を供給しているという状況であります。そういったことから、酪農の町として、大変品質のいい牛乳が生産できるんだな、そんなふうに思っております。

ただいまは、副町長からも今後のいろいろ見通しについてお話を伺いました。ぜひとも酪農という特殊な事情があるというようなところも十分配慮しながら、今後の水道事業の運営に努めていただきたい。ひとつその辺をお願い申し上げまして、質問を終わります。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

ほかに。

（ 「なし」 の声あり ）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第2号、令和3年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立全員です。したがって、認定第2号、令和3年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで当局の方々には退席していただいて結構であります。ご苦労さまでした。委員の皆さんは、11時25分まで休憩します。

(当局退席)

(休憩時刻 11時09分)

(再開時刻 11時25分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第9、請願第3号、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願についてを議題とします。

初めに、請願書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長 (檜木幸夫君)

それでは、朗読いたします。この請願は、令和4年6月6日に、新岩手農業協同組合、荻谷雅行代表理事組合長から提出されております。

請願第3号、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願。

請願趣旨でございます。今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特に、交付対象水田の扱いについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながる等懸念の声があがっています。

また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状況が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱をきたしています。

さらには、地域で取り組む営農計画の再検討が必要となるとともに、地域特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されます。

つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持ができるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記事項について採択をいただき、国に意見書を提出されたく、請願するものです。

続きまして、請願事項になります。1、今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて進めること。

2、農地および集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。

3、多年生作物(牧草)の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃貸している。今回のような唐突な見直しにより交付金が

削減された場合、賃貸料の負担が大きくなり、賃貸借契約の影響にも及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。

以上であります。終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長から朗読が終わりました。

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきたいと思います。辰柳議員。

辰柳敬一委員

ただいまは、局長のほうから請願の趣旨について朗読をいただきました。本町にあっても、デントコーン、牧草等に減反することによって、畜産、酪農が順調に発展をしてきた、このように思います。特にも今回の牧草が3万5,000円から1万円に減額された場合、当町によって、数字ではありますが、3,600万円ほど交付減額が減になる見込みであります。

以上のことから、国においては、今後の農業の発展、維持のためにも、慎重に見直しをしていたくよう要望するものであります。

以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

以上で紹介議員の意見陳述は終わりました。

ただいまの紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対しまして、委員各位からご意見を頂戴したいと思っております。発言を求めます。ご発言をどうぞ。

柴田委員。

柴田勇雄委員

趣旨についてはよく分かりました。牧草の部分で、これまで3万5000円が1万円になるということで、実質的には2万5,000円減るというような形になろうかと思っておりますが、この対象農家数はどのぐらい、額で3,600万と言いましたので、この対象農家数、これはもしお分かりでしたらお知らせをいただければありがたいです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長。

議会事務局長（檜木幸夫君）

それでは、私のほうから、農林畜産課より調査している部分についてご説明申し上げます。現在経営安定交付金の申請をしている数字でございますけれども、水田関係が427戸と伺っております。

それから、今般の資料のほうにも、表の（2）、制度変更に伴うということで、①のところには383件の申請というふうな記載の数字もあり、400戸程度の皆さんが従来は水田をお持ちになっていて、皆さんのところでこれから困ってしまうというふうなものになると思います。

また、参考の数字として調べましたところ、現在畜産農家戸数、恐らく借りている農家戸数は173戸程度になります。参考までに、搾乳農家さんが102戸、ホルス育成農家さんが9戸、和牛育

成農家さんが 61 戸、畜産公社さん 1 件というふうな内訳の数字で、173 戸となります。この皆様がお困りになると思いますし、野菜農家は 66 戸でございますけども、リンドウ等減反のところにも植えている農家さんもございますので、そういう方々も恐らく水田の活用のほうには影響してくるものかなというふうに想像しております。この記載の中にはデントコーンと牧草しかないんですけども、将来的にそういう方もなるのかなというふうな感想を持っています。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大分影響を受けるというふうな数値になりますよね。現下の諸物価が高騰して、特に酪農、畜産の部におきましては、粗飼料、配合飼料等、非常に物価高になっていて、さらにこういったようなことになると追いつけられなくなるというふうなことになりますので、酪農を町の基幹産業とする当町にとっては非常に痛手というふうな形になろうかと思っておりますので、ちょうど時期的にもこういったような変更は到底認められず、従来どおりのデントコーン、牧草についても、3万5,000円ずつの交付をすべきものであるなというふうな実感をいたしましたので、私、この直接支払交付金の見直しにつきましては反対

でございます、この請願趣旨に賛成をしようというふうなことで、行政府のほうに請願すべきものと私は思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

意見が出されましたので、お諮りします。これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。請願第3号、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願については、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、請願第3号、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。ただいま採択すべきと決定した請願第3号、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願に関し、令和4年度のコメ政策に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、令和4年度

のコメ政策に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

これから追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第1、発委第1号、令和4年度のコメ政策に関する意見書の提出についてを議題とします。

発委第1号についての朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長 (檜木幸夫君)

それでは、皆様のお手元に配付しました意見書の案を御覧いただきたいと思えます。すみません、ちょっとお待ちください。それでは、朗読いたします。

令和4年度のコメ政策に関する意見書案。

今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されております。

特にも、交付対象水田の扱いの大きな見直しについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり、耕作放棄地の増加につながる等懸念の声があがっております。

また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状況が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混

乱をきたしております。

つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記のとおり要望いたします。

記。1、今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて進めること。

2、農地および集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講ずること。

3、多年生作物(牧草)の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年7月6日、葛巻町議会。

提出先については、裏面に記載のとおりでございます。

以上、朗読終わりました。

ここで改めまして皆さんから意見を頂戴します。柴田委員。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

ここで委員各位から意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいま提出先の、これが次に多分出てくる題名ではないのかなと思います。これ、正規なもの、差し替えたらいかがでしょうか。米に関する意見書の提出先になるのじゃないですか。これ教職員の定数になっていますんで。

議会事務局長（檜木幸夫君）

申し訳ございません。今2つちよっと混同して配付されてしまいました。今正しいものを配付いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻 11時44分）

（再開時刻 11時54分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提出先に不備がございました。大変申し訳ございませんでした。

柴田勇雄委員

先ほどの米に関する意見書の中での記の下の2番目で、「農地および集落」となっていますが、この「および」につきましては、表記上漢字で表記することになっていますので、公用文になりますので、このご配慮をよろしくお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。委員会発議することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、6日の最終本会議で委員会発議することに決定しました。

次に、日程第10、請願第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書についてを議題とします。

初めに、請願書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（ 檜木幸夫君 ）

それでは、朗読いたします。この請願は、令和4年6月10日に、岩手県教職員組合、青野大祐いわて盛岡支部長から提出されております。

請願第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書。

請願の趣旨でございます。2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、小学校だけに留まることなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。

岩手県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されていません。新型コロナウイルス感染症対策にともなう新たな業務も教職員の多忙化に拍車をかけ、長時間労働の是正が進んでいません。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による

教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

請願事項。2023年度政府予算編成において下記事項を実現するために、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出すること。

1、中学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編成見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。

以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長からの朗読が終わりました。

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきたいと思います。近藤議員。

近藤聖委員

請願第4号の内容については、ただいま事務局長から朗読していただいたとおりであります、私からも、具体的な部分も含めて少し説明をさせていただきます。

一昨年9月議会、それから昨年7月議会もほぼ同じ内容の請願で紹介議員をさせていただきましたけれども、2021年4月には請願の一部が実現、既に小学校1、2学年では35人学級が実施され、2025年には全学年で35人学級が実現いたします。しかし、中学校や特別支援学級、そして複式学級の基準改善はありませんでした。

依然として教員1人当たりの児童生徒数が、OECD加盟国の中では最も多いグループに位置しております。欧米諸国では、最大で30人、平均で18から24人学級で実施されていることがほとんどであります。子供たちの豊かな学びのために改善が必要であることは、皆さんご理解いただけたと思います。

教員の配置は学級数によって決められており、複式学級が多い小規模校では教員1人の役目が多岐にわたったり、やむを得ず免許外教科の指導せざるを得ない状況が生じたりすることもあります。その解消や新しい教育課程を都会の学校並みに指導する体制を確保するためにも、定数改善が望まれます。

具体的な例を1つ申し上げますと、小学校の場合、3学級までは、校長と、担任が2人と、加配教員が1人、さらに養護教諭、それから事務職がつきます。ところが、これが2学級になった途端に、正式の配置教員は校長と担任2人のみであります。事務も、教頭も……さっき副校長が抜けました。副校長も、それから養護教諭も全部引上げになります。というふうなことです。こういうふうな基準をぜひ改善してほしいという小規模校ならではの、これは要望も含まれています。

教育内容は、ここ数十年、新しい教科の追加、社会的要請に基づく指導内容の増加など、非常に早いサイクルでの変化に追われています。また、従来からの課題に加え、新型コロナウイルス感染対策による現場の先生方の仕事量増加が報道されているのは皆さんもご存じのことと思いますし、教員志望者数は毎年減少し、大都市では本採用教員の確保が難しくなっています。国の将来を見据えても、豊かな学びを支える義務教育標準法のさらなるスピーディーな改善が強く望まれています。

また、国の教育予算のGDP比がOECD諸国

の中で最も低いランクに位置していることは、この十数年変化がありません。例を言うと、比較できる同じような先進国の中のOECD諸国34か国中33位です。最下位と言っても、最低と言ってもいいと思います。

教育に係る費用及び教職員の人件費は、義務教育費国庫負担制度により、現在は国の負担割合が3分の1になっており、地域による教育格差が指摘されていることは、皆さんご承知と思います。これをまず2分の1に引き戻すこと、これが憲法の教育の機会均等と格差是正、そして教育の質の確保につながることは確かであります。教育予算を増やすことは、将来への重要な投資であり、少子化に対する大きな一石になるのではないのでしょうか。委員の皆様、慎重審議の上、賛同賜りますようお願いをして、付け加えの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

以上で紹介議員の意見陳述は終わりました。

ただいまの紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対して委員各位から意見を頂戴したいと思います。発言を求めます。ご発言どうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の請願については、主に中学校での35人学級の早期実施が必要というふうな中身、内容でございまして、過去2回とも採択の方向でなっ

ておりますので、中学校でも35人学級の学級編制が必要であろうと、このようにも思われますので、採択の方向でお諮りをいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。請願第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書については、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、請願第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。ただいま採択すべきと決定したゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める

請願書に関し、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

これから追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第2、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

発委第2号について朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（ 檜木幸夫君 ）

それでは、お手元にお配りいたしました発委案第2号を御覧いただきたいと思います。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案でございます。

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、小学校だけに留まることなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。

岩手県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究

や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておられません。新型コロナウイルス感染症対策にともなう新たな業務も教職員の多忙化に拍車をかけ、長時間労働の是正が進んでいません。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

記。1、中学校での35人学級を早急に実施する

こと。また、義務標準法の学級編成見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年7月6日、葛巻町議会。

裏面に提出先が記載されております。内閣総理大臣、岸田文雄殿ほか5名でございます。

終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長から朗読が終わりました。

ここで委員各位から意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。ご発言どうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどもお話し申し上げたとおり、本文に1か所、中ほどにあります「基礎定数および加配定数」、あと記の下の2番目に、2のところに「および」、漢字の部分は本文の「国会及び政府」、ここでは漢字を使っておりますので、全て漢字になる

うかと思えます。

以上、よろしく訂正ください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入りたいと思います。この採決は起立によって行います。委員会発議をすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、6日の最終本会議で委員会発議することに決定しました。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

（閉会時刻 12時18分）